

国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則

平成16年 4月 1日
規則第36号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則の規定は、国立大学法人東京医科歯科大学に所属する職員のうち、海外拠点等勤務者、再任用職員、非常勤職員、外国人研究員等及び年俸制教員を除く職員について適用する。

2 海外拠点等勤務者、再任用職員、非常勤職員、外国人研究員等及び年俸制教員の給与に関する事項については、別に定めるものとする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第3条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
本給	一の月の初日から 末日まで	給与の計算期間の属する月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下この表において「祝日法による休日」という。）に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が祝日法による休日に当たるときは、18日）
諸手当 本給の調整額 管理職手当 管理職員特別勤務手当 初任給調整手当 扶養手当 調整手当 住居手当 単身赴任手当 職務付加手当 看護師等特別手当		

	<p>死体処理手当 放射線取扱手当 診療・夜間看護等手当 海外拠点等特別業務手当 時間外労働手当 休日給 夜勤手当 宿日直手当 時間外麻酔手当 セカンドオピニオン手当</p>		<p>給与の計算期間の属する月の翌月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が祝日法による休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が祝日法による休日に当たるときは、18日)</p>
	<p>通勤手当</p>		<p>別に定める支給単位期間の各月に応じて別に定める支給方法により分割した額を給与の計算期間の属する月の17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が祝日法による休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が祝日法による休日に当たるときは、18日)</p>
	<p>勤勉手当</p>		<p>6月30日及び12月10日 (ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日)</p>
	<p>研究特別手当</p>		<p>3月17日(ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日(15日が祝日法による休日に当たるときは、18日)、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が祝日法による休日に当たるときは、18日)</p>

(給与の支払)

第4条 この規則に基づく給与の支払については、別に定める。

(本給)

第5条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、且つ、勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の労働条件を考慮したものでなければならない。

第6条 本給は、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則(平成16年規則第43号。以下「労働時間等規則」という。)第3条に規定する所定の労働時間による労働に対する報酬であって、この規則に定める本給の調整額、管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、死体処理手当、放射線取扱手当、診療・夜間看護等手当、看護師等特別手当、海外拠点等特別業務手当、研究特別手当、時間外労働手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、職務付加手当(産業医に対して支給する場合を除く)、時間外麻酔手当、セカンドオピニオン手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

第7条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

(1) 一般職員本給表(別表第1)

イ 一般職員本給表(一)

ロ 一般職員本給表(二)

(2) 教育職員本給表(別表第2)

イ 教育職員本給表(一)

ロ 教育職員本給表(二)

(3) 医療職員本給表(別表第3)

イ 医療職員本給表(一)

ロ 医療職員本給表(二)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、国立大学法人東京医科歯科大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則(平成16年4月1日制定。以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。)に定める。

第8条 学長は、職員が毎月の本給の支給を受けるよう、この規則を適用しなければならない。

第9条 職員の職務の級の決定については、初任給、昇格、昇給等の基準による。

2 新たに本給表の適用を受ける職員となった者の号給の決定については、初任給、

昇格、昇給等の基準による。

- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給の決定については、初任給、昇格、昇給等の基準による。
- 4 職員の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める日に、同日前1年間におけるその者の人事評価の結果及び勤務状況等に基づき行う。
- 5 削除
- 6 55歳（初任給、昇格、昇給等の基準で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で初任給、昇格、昇給等で定めるもの）を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の人事評価が6又は5の場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、労働成績に応じて初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 55歳までの職員のうち、別表第12により定める職務の名称（国立大学法人東京医科歯科大学職員の任免等の手続きに関する要領（平成16年制定）に定める職務の名称をいう。以下同じ）及び適応範囲にある職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の人事評価が6・5又は4の場合に限り行うものとし、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。
- 10 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める。

第9条の2 職員の勤務成績が不良で、改善の見込みがなく、以下のいずれかに該当すると学長が認める場合には、当該職員の号給を、下位の号給に変更することができる。

- (1) 別に定める当該職員の職務の級における標準的な職務を行うことが可能である場合
- (2) 降任することが困難な場合

第10条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給、降給等により本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。ただし、退職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から本給を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで本給を支給する。
- 3 職員が死亡した時は、その月まで本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その期間の現日数から労働時間等規則第6条第1項第1号の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(本給の調整額)

- 第11条 本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は労働の強度、労働時間、労働環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。
- 2 前項の規定により本給月額の調整を行う職は、別表第4の労働箇所欄に掲げる労働箇所に労働する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 職員の本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第5に掲げる調整基本額にその者に係る別表第4の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

- 第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員（以下「管理職員」という。）に支給する。
- 2 管理職手当には、所定の労働時間を超えて労働した場合における賃金相当額及び当該労働が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(初任給調整手当)

- 第13条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員（教育職員本給表（一）の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、月額50,700円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を習得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が国立大学法人東京医科歯科大学職員休職規則（平成16年規則第32号。以下「休職規則」という。）第3条又は第4条の規定

に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第7の適用については、当該休職の期間（第31条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認めた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族のある職員の本給表及び職務の級により、別表第14の通りとする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を学長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に

該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。)

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 8 前各項に規定するもののほか、扶養手当に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（調整手当）

第15条 調整手当は、湯島地区、駿河台地区及び国府台地区に所在する施設等に労働する職員に支給する。

2 調整手当の月額、本給の月額（本給月額と本給の調整額との合計額をいう。以下同じ。）、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第8に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
 - (2) 第 18 条第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号）第 13 条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる職員でもあるものについては、第 1 号又は第 2 号に掲げる額及び第 3 号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
 - ロ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えときは、16,000 円）を 11,000 円に加算した額
 - (2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通勤手当）

第 17 条 通勤手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなけ

れば通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第3項に規定する交流派遣から職務に復帰した者又は同条第4項に規定する交流採用された者（以下「官民人事交流法による復帰者等」という。）から引き続き職員となった者で別に定める職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、次の各号に定める者（以下「給与法適用者等」という。）のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(1) 給与法の適用を受ける国家公務員

- (2) 特別職に属する国家公務員
 - (3) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の職員
 - (4) 独立行政法人の職員
 - (5) 地方公務員
 - (6) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に掲げる法人（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）その他これに準ずると認められるものに使用される者
- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る各月の別に定める日に支給する。
- 6 削除
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（単身赴任手当）

- 第18条 給与法適用者等及び官民人事交流法による復帰者等から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する労働箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員及び権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する労働箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（職務付加手当）

- 第18条の2 職務付加手当は、別表第13の職員の区分欄に掲げる職を占める職員に対して支給する。
- 2 職務付加手当の月額は、別表第13に掲げる支給月額欄に応じた額とする。ただし、同表に掲げる職を2以上兼ねる場合は、職務付加手当の支給額の高い職に対し同手当を支給する。
- 3 職務付加手当は、管理職手当を受けている職員には支給しない。

- 4 前各項に規定するもののほか、職務付加手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(死体処理手当)

第19条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当は支給しない。

- (1) 医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている職員のうち一般職員本給表の適用を受ける職員が当該教室における死体の処理作業に従事したとき 3, 200円
- (2) 職員のうち一般職員本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき 1, 000円

(放射線取扱手当)

第20条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる労働を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合。
- (2) 前号のほか、職員が人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)第3条第3項の規定の例による管理区域内において行う業務で、特殊勤務手当の運用について(昭37.6.14給実甲第197号)記の六放射線取扱手当(規則14条関係)に規定する例による放射線業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき230円とする。

(診療・夜間看護等手当)

第21条 診療・夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 医師が、所定の労働時間による労働が土曜日、日曜日、労働時間等規則第6条第1項第2号から第4号に規定する日又は深夜において行われる診療の業務に従事したとき。
- (2) 歯科医師が、所定の労働時間による労働が土曜日の午前8時30分から午後0時30分において行われる診療の業務に従事したとき。
- (3) 助産師、看護師又は准看護師が、所定の労働時間による労働の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。
- (4) 医師又は歯科医師が、自宅等で待機を命ぜられ、当該待機の期間中に患者への処置を施すための呼出しを受け、所定の労働時間以外の時間において業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、その労働1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 15, 000円

(2) 前項第2号の業務 7,500円

(3) 前項第3号の業務 労働の区分に応じて次の表に定める額

労働の区分	手当額
労働時間が深夜の全部を含む労働	8,800円
深夜における労働時間が4時間以上の労働	4,200円
深夜における労働時間が2時間以上4時間未満の労働	3,700円
深夜における労働時間が2時間未満の労働	2,500円

(4) 前項第4号の業務 労働の区分に応じて次の表に定める額

労働の区分	手当額
労働時間が4時間以上の労働	15,000円
労働時間が4時間未満の労働	10,000円

- 3 助産師、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第17条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における労働の交替に伴う通勤を行う場合における第1項第3号の業務に係る手当額については、前項第3号の規定にかかわらず、職員の区分に応じて次の表に定める額を加算した額とする。

職員の区分	手当額
通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の職員	1,140円

- 4 医師の所定の労働時間による労働が労働時間等規則第6条第1項第2号から第4号に規定する日に行われた場合、第2項第1号の手当（以下本項において「第1号手当」という。）には、第24条に規定する休日給を含むものとし、第1号手当の支給をもって、これに相当する額の休日給が支給されたものとする。ただし、第1号手当の支給対象日における休日給の額が、第1号手当の額を超える場合には、その超過した額を休日給として支給する。
- 5 歯科医師の所定の労働時間による労働が労働時間等規則第6条第1項第2号から第4号に規定する日に行われた場合、第2項第2号の手当（以下本項において「第2号手当」という。）には、第24条に規定する休日給を含むものとし、第2号手当の支給をもって、これに相当する額の休日給が支給されたものとする。ただし、第2号手当の支給対象日における休日給の額が、第2号手当の額を超える場合には、その超過した額を休日給として支給する。
- 6 医師又は歯科医師が、自宅等で待機を命ぜられ、当該待機の期間中に患者への処置を施すための呼出しを受け、所定の労働時間以外の時間において業務に従事した場合、第2項第4号の手当（以下本項において「第4号手当」という。）には、第23条に規定する時間外労働手当を含むものとし、第4号手当の支給をもって、これ

に相当する額の時間外労働手当が支給されたものとする。ただし、第4号手当の支給対象日における時間外労働手当の額が、第4号手当の額を超える場合には、その超過した額を時間外労働手当として支給する。

(看護師等特別手当)

第21条の2 看護師等特別手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 精神病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師
- (2) 結核病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師
- (3) 別に定める集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟に勤務する看護師長、副看護師長、助産師、看護師及び准看護師
- (4) 医学部附属病院手術部又は歯学部附属病院中央手術室に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師

2 前項の手当の月額は、原則として、次の各号に掲げる額とする。但し、勤務体制に応じて減額する必要がある職員については、当該各号にかかわらず、別に定める額とする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる職員 20,000円
- (2) 前項第3号に掲げる職員 12,000円
- (3) 前項第4号に掲げる職員 10,000円

3 休暇、欠勤その他の事由(職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合を除く。)により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって労働しないこととなる場合には、当該月の看護師等特別手当は支給しない。

4 月の中途において採用され又は退職した場合及び異動した場合における当該月の看護師等特別手当は、日割計算により支給する。

5 前項により計算した看護師等特別手当の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(海外拠点等特別業務手当)

第21条の3 海外拠点等特別業務手当は、職員が別に定める海外拠点等において、学長が特別に指定する業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その労働1回につき10,000円を限度として、別に定める。

(研究特別手当)

第21条の4 研究特別手当は、職員が次の各号に掲げる場合に支給するものとする。

- (1) 研究特別手当を支給する年度の3月1日に在職する者
- (2) 外部資金の代表者として、研究特別手当を支給する年度(以下、この条において「手当支給年度」という。)に獲得した外部資金の直接経費の総額が1,000万円以上の者

2 研究特別手当の額は、手当支給年度において獲得した外部資金に係る間接経費相当額に100分の3を乗じて得た額(1万円未満切捨)又は100万円のいずれか低い額とする。

3 職員が複数の契約又は課題を有する場合、個々の外部資金獲得額は、1,000万円未満であっても、当該研究者が保有する複数課題の外部資金獲得総額が1,000万円

以上となる場合は、研究特別手当の対象とする。

4 手当支給年度において、次の各号に該当する場合は、既に支給した研究特別手当を返還させ、又は研究特別手当を支給しないことができる。

- (1) 対象職員が懲戒事由に該当するなどの不祥事が発覚した場合
- (2) 目的外使用等により外部資金の交付先からの返還命令があった場合

(管理職員特別勤務手当)

第21条の5 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の大学運営の必要により労働時間等規則第6条第1項に定める休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲で別に定める額(6時間を超えて勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲で別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第21条の6 削除

(時間外麻醉手当)

第21条の7 時間外麻醉手当は、医学部附属病院に勤務する医師のうち、手術時に麻醉施用を専門に担当する医師(以下「麻醉科医」という。)に対して、次の各号に該当する場合に支給する。

(1) 所定労働日において、午前0時から午前8時30分までの間に手術に従事したとき

(2) 所定労働日において、午後7時から午後12時までの間に手術に従事したとき

(3) 労働時間等規則第6条に規定する休日に手術に従事したとき

2 時間外麻醉手当の額は、手術に従事した麻醉科医1名につき10,000円とする。

3 従事した手術が第1項に規定する複数の号に該当する場合であっても、時間外麻醉手当の支給についてはいずれか一に該当するものとみなす。

(セカンドオピニオン手当)

第21条の8 セカンドオピニオン手当は、医学部附属病院又は歯学部附属病院に勤務する医師又は歯科医師に対して、次の各号に該当する場合に支給する。

- (1) 医学部附属病院セカンドオピニオン外来を受診し自己の今後の治療等について意見又は判断の提供を依頼する者に対し、その相談業務に従事した場合。
- (2) 歯学部附属病院セカンドオピニオン外来を受診し自己の今後の治療等について意見又は判断の提供を依頼する者に対し、その相談業務に従事した場合。
- 2 セカンドオピニオン手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、相談1件につき、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する職員 10,000円
 - (2) 前項第2号に該当する職員 7,500円
- 3 意見又は判断の提供依頼に対して、複数の医師又は歯科医師が相談業務に従事した場合には、主として相談業務に従事した1名に支給するものとし、その決定は各附属病院長が行う。
- 4 前3項に定めるもののほか、セカンドオピニオン手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第22条 職員が労働しないときは、労働時間等規則第6条第1項第2号に規定する休日（労働時間等規則第13条の規定により振替日又は代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を労働した職員にあっては、当該休日を振り替えた日又は同休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、同項第3号に規定する休日（労働時間等規則第13条の規定により振替日又は代休日を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を労働した職員にあっては、当該休日を振り替えた日又は同休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、労働時間等規則第22条の2第1項に規定する時間外労働代替休暇、休暇による場合又はその他その労働しないことにつき特に承認のあった場合（無給となる休暇を除く。）を除き、その労働しない1時間につき、第27条第1項に規定する労働1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外労働手当)

第23条 所定の労働時間を超えて労働することを命ぜられた職員には、所定の労働時間を超えて労働した全時間に対して、労働1時間につき、第27条第3項に規定する労働1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる労働の区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合（その労働が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

- (1) 所定の労働時間が割り振られた日（次条の規定により所定の労働時間中に労働した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における労働
100分の125
 - (2) 前号に掲げる労働以外の労働 100分の135
- 2 所定の労働時間を超えて労働することを命ぜられ、所定の労働時間を超えてした労働（前項第2号により時間外労働手当を支給した労働時間等規則第6条第1項の

規定に基づく休日及び第7条の規定に基づく週休日のうち、1箇月について4労働日までは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第35条に規定する休日として、当該労働日を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて労働した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、労働1時間につき、第27条第3項に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の150（その労働が深夜において行われた場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

- 3 労働時間等規則第22条の2第1項に規定する時間外労働代替休暇を取得した場合において、当該時間外労働代替休暇に職員が労働しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて労働した全時間のうち当該時間外労働代替休暇の取得に代えられた時間外労働手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条第3項に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の150（その労働が深夜において行われた場合は、100分の175）から第1項に規定する割合（その労働が深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外労働手当を支給することを要しない。

（休日給）

第24条 祝日法による休日等（労働時間等規則第6条第1項第1号の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、労働時間等規則第6条第1項第2号に規定する祝日法による休日が労働時間等規則第6条第1項第1号の規定に基づく週休日に当たるときは、当該週休日の直後の労働日）及び年末年始の休日等において、所定の労働時間中に労働することを命ぜられた職員には、所定の労働時間中に労働した全時間に対して、労働1時間につき、第27条第3項に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

（夜勤手当）

第25条 所定の労働時間として深夜において労働することを命ぜられた職員には、その間に労働した全時間に対して、労働時間1時間につき、第27条第2項に規定する労働時間1時間当たりの給与額の100分の25の割合を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

（端数計算）

第26条 第22条に規定する労働1時間当たりの給与額及び第23条から前条までの規定により労働1時間につき支給する時間外労働手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（労働1時間当たりの給与額の算出）

第27条 第22条の労働1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第25条の労働1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれらに対する調整手当の月額及び当月支給される初任給調整手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

3 第23条及び第24条の労働1時間当たりの給与額は、前項の額に、当該労働に係る死体処理手当及び放射線取扱手当の労働1時間当たりの額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を加算した額とする。

（宿日直手当）

第28条 宿日直手当は、職員が労働時間等規則第14条の規定により次に掲げる宿日直労働を命ぜられ、従事した場合に支給する。

(1) 入院患者の病状の急変及び救急の外来患者の受け入れ等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直労働

(2) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師及び臨床工学技士の宿日直労働

(3) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための宿日直労働

(4) 庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受等を目的とする宿日直労働

2 前項の手当の額は、宿日直労働1回につき、宿日直労働の区分に応じて次の表に定める額とする。

宿日直労働の区分	手当額
前項第1号の宿日直労働	15,000円
前項第2号から第4号までの宿日直労働	5,900円

3 第1項の労働は、第23条から第25条までの労働には含まれないものとする。

第29条 削除

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間に応じて支給する。基準日前1箇月以内に職員就業規則第17条に該当して退職した職員についても同様とする。ただし、次項前段の規定による額が0となる者については、勤勉手当を支給しない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び労働成績に応じて別に定める割合を乗じた額に賞与係数を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき本給の月額及び次に掲げる金額の合計額とする。但し、勤務体制に応じて減額する必要がある職員については、第1号の金額とする。

(1) 本給の月額に対する調整手当の月額

(2) 第21条の2に規定する看護師等特別手当を支給されている職員のうち、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に掲げる金額

イ 第21条の2第1項第1号及び第2号に掲げる職員 29,000円

ロ 第21条の2第1項第3号に掲げる職員 9,000円

4 第2項に掲げる賞与係数は1.2から0.8の範囲とし、役員会及び経営協議会の承認をもって決定する。

5 別表第9に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を加算した額（別表第10に定める職員については、本給に同表の区分に応じ同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）及び役職段階別加算額を加算した額）を第2項の勤勉手当基礎額とする。

6 第1項に掲げる職員は、次の各号の一に該当する職員以外の職員とする。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 休職者（職員就業規則第14条第1項（本号ハに該当する者を除く。）の規定により休職にされている職員をいう。）

ロ 停職者（職員就業規則第44条第3号により停職にされている職員をいう。）

ハ 専従休職者（休職規則第4条第6号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

二 国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等規則（平成16年規則第33号。以下「育児休業等規則」という。）第3条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ホ 国立大学法人東京医科歯科大学職員自己啓発等休業規則（平成27年規則第35号。以下「自己啓発等休業規則」という。）第3条の規定により自己啓発等休業をしている職員

ヘ 配偶者同行休業規則第3条の規定により配偶者同行休業をしている職員

(2) 基準日1月以内に退職した職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職した日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職した後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ハ その退職した後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員として在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

7 前条第6項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

8 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（退職者等の給与）

第31条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

3 職員が職員就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、本給の調整額、扶養手当、調整手当、住居手当（以下この条において「退職者の給与基礎額」という。）のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第14条第1項第3号に掲げる事由（休職規則第4条第3号、第4号又は第6号に掲げる休職を除く。）に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに退職者の給与基礎額の100分の100以内を支給することができる。

5 職員が国立大学法人東京医科歯科大学職員出向規則（平成16年規則第31号。以下「職員出向規則」という。）第4条第1項第1号の規定による研修出向又は同項第3号の規定による部分在籍出向を命じられたときは、その出向の期間中、給与の全額を支給する。

6 職員就業規則第14条第1項の規定により休職にされた職員並びに職員出向規則第4条第1項の規定により出向にされた職員には、他に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 削除

8 削除

9 前各項に規定するもののほか、退職者等の給与の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(育児休業等にかかる給与)

第32条 育児休業等規則第3条及び第16条による育児休業等(以下「育児休業等」という。)をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給することができる。

イ 削除

- (3) 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。
- (4) 職員が育児部分休業(育児休業等規則第16条第1項に規定する育児部分休業をいう。)の承認を受けて労働しない場合には、第22条の規定にかかわらず、その労働しない1時間につき、第27条第1項に規定する労働1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 職員は、育児休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(介護休業等にかかる給与)

第33条 国立大学法人東京医科歯科大学介護休業等規則(平成16年規則第34号)第4条及び第17条による介護休業等(以下「介護休業等」という。)をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第22条の規定にかかわらず、その労働しない1時間につき、第27条第1項に規定する労働1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (2) 職員は、介護休業等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(自己啓発等休業にかかる給与)

第33条の2 自己啓発等休業規則第3条による自己啓発等休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(配偶者同行休業にかかる給与)

第33条の3 配偶者同行休業規則第3条による配偶者同行休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 配偶者同行休業をしていた職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(本給の月額半減)

第34条 第22条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の月額半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の月額の計算その他本給の月額半減に関し必要な事項は、別に定める。

(この規則により難しい場合の措置)

第35条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(その他)

第36条 この規則及びこの規則に基づく細則等に定めるもののほか、職員の給与については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する国家公務員のうち、給与法の適用を受ける者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(各種手当の認定に関する経過措置)

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条に規定する職員のうち、大学の成立する日（以下「成立日」という。）において引き続き大学の職員となった者であって、成立日の前日において東京医科歯科大学長から給与法第11条（扶養手当）、第11条の9（住居手当）、第12条（通勤手当）又は第12条の2（単身赴任手当）に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同様の当該認定を受けるに足る各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第14条（扶養手当）、第16条（住居手当）、第17条（通勤手当）又は第18条（単身赴任手当）の規定による認定があったものとみなす。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第29条第2項及び第30条第2項の規定の適用については、第29条第2項中「6月に支給する場合お

いては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第30条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則（平成17年11月30日規則第22号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日規則第28号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第3号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年2月14日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日規則第3号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月19日規則第10号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成19年12月17日規則第14号）

- 1 この規則は、平成19年12月17日から施行し、改正後の規定（次項の規定を除く。）は平成19年4月1日から、次項の規定は平成19年12月1日から適用する。ただし、第30条第2項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年12月に支給する勤勉手当に関する第30条第2項の規定の適用については、同項中「100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）」とあるのは、「100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）」とする。
- 3 平成20年3月31日までの間における改正後の別表第8の適用については、同表中「100分の16」とあるのは、「100分の14.5」とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（平成20年9月29日規則第45号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第24号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規則第33号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日規則第37号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第52号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、別表第8については、

平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第29条第2項及び第30条第2項の規定の適用については、第29条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の125」と、第30条第2項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則 (平成22年3月23日規則第31号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月30日規則第74号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第29条第2項及び第30条第2項の規定の適用については、第29条第2項中「100分の137.5」とあるのは、「100分の135」、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第30条第2項中「100分の67.5」とあるのは、「100分の65」、「100分の87.5」とあるのは、「100分の85」とする。

(55歳を超える職員の本給月額の減額支給等について)

- 3 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額(当該特定職員が第34条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第5項及び第6項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額(以下この項及び附則第5項において「本給月額減額基礎額」という。))

- (2) 調整手当 当該特定職員の本給月額に対する調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する調整手当の月額。この号から第4号並びに第5項に規定する調整手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該調整手

当の月額とする。)

- (3) 期末手当 6月1日及び12月1日(以下この号及び次号においてこれらの日を「基準日」という。)現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額(第29条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に役職段階別加算額(同項に規定する別表第10に定める職員にあっては、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第29条第2項中別表第11に定める割合以外の割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第11に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額(第29条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に役職段階別加算額(同項に規定する別表第10に定める職員にあっては、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第29条第2項中別表第11に定める割合以外の割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第11に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額(第30条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に役職段階別加算額(同項に規定する別表第10に定める職員にあっては、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額)を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する調整手当の月額の合計額(第30条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に役職段階別加算額(同項に規定する別表第10に定める職員にあっては、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額)を加算した額。附則第6項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額
- (5) 第31条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第31条第1項又は第5項 前各号に定める額
 - ロ 第31条第2項ただし書 第3号に定める額
 - ハ 第31条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第31条第4項 第1号から第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第31条第7項 第3号に定める額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る

る割合を乗じて得た額)

本給表	職務の級
一般職員本給表（一）	6級
教育職員本給表（一）	5級
医療職員本給表（一）	6級
医療職員本給表（二）	6級

- 4 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他の同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第22条から第25条までに規定する労働1時間当たりの給与額は、第27条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの労働時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 6 附則第3項の規定が適用される間、第30条第2項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定管理職員にあっては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。
- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「附則第1項の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成23年3月31日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（通勤手当に係る経過措置）
- 2 この規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職している職員については、改正後の通勤手当に関する規定は、平成23年10月1日から適用する。
（平成23年4月1日における号給の調整）
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において

第9条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
（休職に係る経過措置）

- 4 施行日の前日に職員就業規則第14条第1項第1号の規定により休職とされている職員が、施行日以後も引き続いて休職とされる場合については、当該休職とされる間の給与は、改正後の第31条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年6月30日規則第76号）

この規則は、平成23年6月30日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第46号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月27日規則第74号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

（平成24年7月1日における号給の調整）

- 2 平成24年4月1日において国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第3号）の施行に伴う本給の切替え及び経過措置等に関する細則の一部を改正する細則（平成24年6月27日制定。以下「改正細則」という。）第6の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員（以下「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条第4項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年7月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

（平成25年4月1日における号給の調整）

- 3 平成25年4月1日において改正細則第6の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

（平成26年4月1日における号給の調整）

- 4 平成26年4月1日において改正細則第6の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給

(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(非常勤職員の日給額及び時間給額)

- 5 平成24年度においては、非常勤職員の日給額及び時間給額算出の基礎となる本給月額及び本給の調整額については、この規則による改正前の規定を適用する。
- 6 国立大学法人東京医科歯科大学役職員の給与の臨時特例に関する規則(平成24年6月27日規則第72号。以下「臨時特例規則」という。)の施行の日から平成26年3月31日までの間においては、職員の給与については、この規則に定めるもののほか、臨時特例規則の定めるところによる。

附 則(平成24年6月28日規則第76号)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、第21条の2第1項第4号に掲げる職員については平成24年6月1日から適用する。

附 則(平成25年7月16日規則第78号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行日の前日に改正前の別表第4第3号(6)「受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員」に該当し本給の調整額が支給されている職員が、施行日以後も引き続いて当該業務に従事している場合は、改正後の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間、なお従前の例による。

附 則(平成25年11月28日規則第102号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年4月9日規則第25号)

この規則は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年6月17日規則第44号)

この規則は、平成26年6月17日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則(平成26年7月8日規則第58号)

この規則は、平成26年7月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月25日規則第38号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第94号)

- 1 この規則は、平成27年3月31日から施行し、平成27年1月1日から適用する。ただし、特定有期雇用職員、外国人研究員等、非常勤職員に対する本規則の適用については、平成26年度中は行わない。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第17条の規定については、国立大学法人東京医科歯科大学給与調整一時金の支給に関する規則(平成27年規則第97号)に基づく給与調整一時金を支給される職員を除き、同条の適用を受ける全ての職員に平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月31日規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則(平成22年11月30日規則第74号)附則第3項第5号の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

附 則(平成27年3月31日規則第102号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月20日規則第112号)

この規則は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月29日規則第147号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年7月9日規則第158号)

この規則は、平成27年7月9日から施行し、平成27年6月1日から適用する。

附 則(平成27年12月1日規則第211号)

この規則は、平成27年12月1日から施行し、平成27年10月13日から適用する。

附 則(平成28年3月31日規則第81号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月1日規則第112号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、改正後の第21条第4項から第6項までの規定は、平成27年9月1日から適用する。

附 則(平成28年10月11日規則第143号)

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成28年12月12日規則第170号）

- 1 この規則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年12月2日から適用する。
- 2 なお、平成29年6月及び12月賞与支給時における第3条、第6条、第29条、第31条、第32条の規定は従前の例による。

附 則（平成29年1月26日規則第15号）

この規則は、平成29年1月26日から施行し、平成28年1月1日から適用する。また、第9条第4項の規定及び第9条の2の規定は平成29年1月1日から、第9条第9項の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成29年2月7日規則第21号）

この規則は、平成29年2月7日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年3月30日規則第43号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学産業医手当支給細則（平成23年日制定）は、廃止する。

附 則（平成29年6月21日規則第91号）

この規則は、平成29年6月21日から施行し、平成28年12月2日から適用する。なお、平成29年3月31日に在職をしていた医療職本給表（一）及び医療職本給表（二）の職員については、以下の表により支給を行う。

本給表	役職名・職務の級	加算割合
医療職本給表（一）	技師長級	100分の15
	副技師長級	100分の10
	主任級	100分の5
	4級・3級・2級 （給実甲第220号記の14項の例による職員に限る。）	100分の5
医療職本給表（二）	看護部長	100分の15
	副看護部長・看護師長	100分の10
	副看護師長	100分の5

	3級・2級（給実 甲第220号記の 14項の例による 職員に限る。）	100分の5
--	---	--------

備考1 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の役職については、「国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年8月制定）に関する取扱いについて」に定める役職とする。

備考2 級と役職が重複する場合は、加算割合の高い方を支給する。

2 本改正に伴い、国立大学法人東京医科歯科大学教育職員本給表（一）5級及び4級の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱い基準（平成16年制定）は、廃止する。

附 則（平成29年6月21日規則第92号）

1 この規則は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。（扶養手当支給額に関する経過措置）

2 この規則の適用の日から平成32年3月31日までの間における第14条第3項に規定する扶養手当の月額は以下の表の通りとする。

		年 度		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
扶養親族				
配偶者	一般職員本給表（一）7級以下 一般職員本給表（二） 教育職員本給表（一）4級以下 ※1 医療職員本給表（一）7級以下 医療職員本給表（二）	10,000円	6,500円	6,500円
	一般職員本給表（一）8級 教育職員本給表（一）4級※2 医療職員本給表（一）8級	10,000円	6,500円	3,500円
	一般職員本給表（一）9級以上 教育職員本給表（一）5級以上	10,000円	6,500円	3,500円
子		8,000円	10,000円	10,000円
父母等	一般職員本給表（一）7級以下 一般職員本給表（二） 教育職員本給表（一）4級以下 ※1 医療職員本給表（一）7級以下 医療職員本給表（二）	6,500円	6,500円	6,500円
	一般職員本給表（一）8級 教育職員本給表（一）4級※2 医療職員本給表（一）8級	6,500円	6,500円	3,500円

	一般職員本給表(一)9級以上 教育職員本給表(一)5級以上	6,500円	6,500円	3,500円
--	----------------------------------	--------	--------	--------

※1 教授を除く

※2 教授のみ

※3 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

附 則（平成29年7月6日規則第104号）

この規則は、平成29年7月6日から施行し、平成28年12月2日より適用する。

附 則（平成29年7月25日規則第105号）

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年2月14日規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日規則第7号）

この規則は、平成30年3月1日から施行し、平成30年1月1日より適用する。

附 則（平成30年7月18日規則第54号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年7月18日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（平成30年4月1日における号給の調整）

2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成27年1月1日において第9条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 前項の「平成30年4月1日において37歳に満たない職員」とは、昭和56年4月2日以降に生まれた職員をいう。

別表第1 一般職員本給表

イ 一般職員本給表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	

32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200	
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900	
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200	
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600		
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000		
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700		
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200		
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600		
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000		
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400		
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800		
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600		
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900		
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200		
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600		
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900		
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200		
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500		
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700			
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000			
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300			
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600			
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900			
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200			
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500			
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700			

70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000			
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300			
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800			
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100			
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400			
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800			
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100			
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400			
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600			
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800			
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100			
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400			
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800			
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900				
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200				
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400				
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600				
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900				
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200				
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400				
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600				
94		294,400	342,200						
95		294,800	342,700						
96		295,200	343,100						
97		295,400	343,200						
98		295,700	343,700						
99		296,100	344,100						
100		296,500	344,400						
101		296,700	344,700						
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						

108	298,900	347,600						
109	299,100	348,100						
110	299,500	348,500						
111	299,900	348,800						
112	300,200	349,100						
113	300,300	349,600						
114	300,600							
115	300,900							
116	301,300							
117	301,500							
118	301,700							
119	302,000							
120	302,300							
121	302,700							
122	302,900							
123	303,200							
124	303,500							
125	303,800							

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ロ 一般職員本給表（二）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100

12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000

50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400
62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	

88	220,600	259,000	292,700	317,000
89	221,100	259,200	293,000	317,200
90	221,700	259,400	293,500	317,500
91	222,300	259,800	294,000	317,800
92	222,800	260,000	294,400	318,100
93	223,200	260,300	294,800	318,300
94	223,700	260,700	295,300	318,600
95	224,200	261,000	295,800	318,900
96	224,700	261,300	296,300	319,100
97	225,200	261,500	296,600	319,300
98	225,700	261,800	297,000	319,600
99	226,200	262,000	297,500	319,900
100	226,700	262,300	298,000	320,100
101	227,100	262,600	298,400	320,300
102	227,600	262,800	298,800	
103	228,200	263,100	299,100	
104	228,800	263,400	299,400	
105	229,200	263,600	299,700	
106	229,700	263,800	300,100	
107	230,000	264,100	300,500	
108	230,400	264,300	300,900	
109	230,600	264,600	301,200	
110	231,000	264,900	301,600	
111	231,500	265,200	302,000	
112	232,000	265,400	302,300	
113	232,200	265,600	302,500	
114	232,700	265,900	302,800	
115	233,200	266,100	303,100	
116	233,700	266,300	303,300	
117	234,000	266,600	303,500	
118	234,400	266,900	303,800	
119	234,800	267,200	304,100	
120	235,200	267,500	304,300	
121	235,600	267,600	304,500	
122		267,900	304,800	
123		268,200	305,100	
124		268,500	305,300	
125		268,600	305,500	

126		268,900	305,800		
127		269,200	306,100		
128		269,500	306,300		
129		269,600	306,500		
130		269,900	306,800		
131		270,200	307,100		
132		270,500	307,300		
133		270,600	307,500		
134		270,900			
135		271,200			
136		271,500			
137		271,600			

備考 この表は、自動車運転手、建物の監視及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第2 教育職員本給表

教育職員本給表(一)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	削除	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額
		円	円	円	円	円
1		212,900	273,900	321,200	405,100	534,000
2		215,200	276,900	324,100	407,400	537,000
3		217,400	279,700	327,200	409,800	540,100
4		219,600	282,500	330,200	412,300	543,200
5		221,700	285,300	333,400	414,600	546,200
6		223,900	287,800	336,200	417,100	548,600
7		226,100	290,000	338,800	419,300	551,100
8		228,200	292,400	341,500	421,800	553,500
9		230,500	295,100	344,500	423,500	555,800
10		232,900	297,600	347,500	426,000	557,600
11		235,300	300,000	350,600	428,400	559,500
12		237,700	302,600	353,900	430,700	561,400
13		240,000	305,000	356,800	432,100	563,100
14		242,400	307,000	358,900	434,300	564,500
15		244,800	309,100	361,200	436,500	565,800
16		247,200	311,000	363,800	438,800	567,000
17		249,300	313,200	366,200	441,100	568,300

18	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100
19	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800
20	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500
21	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300
22	264,500	323,900	377,000	452,600	
23	267,400	326,500	379,100	455,000	
24	270,300	329,300	381,100	457,300	
25	273,100	331,400	382,700	459,300	
26	275,700	333,600	384,500	461,500	
27	278,200	335,800	386,300	463,600	
28	280,900	338,300	388,200	465,800	
29	283,800	340,700	390,100	467,900	
30	286,200	342,900	391,800	470,200	
31	288,400	345,000	393,500	472,400	
32	290,800	346,900	395,200	474,500	
33	293,200	349,100	396,900	476,400	
34	295,400	351,400	398,700	478,500	
35	297,900	353,700	400,200	480,800	
36	300,200	355,900	402,000	483,000	
37	302,700	357,600	403,100	485,100	
38	304,400	359,600	404,700	487,100	
39	306,100	361,700	406,300	489,000	
40	307,800	363,600	407,800	490,900	
41	309,700	365,500	408,800	492,900	
42	310,500	367,400	410,400	494,800	
43	311,400	369,200	411,900	496,500	
44	312,300	371,000	413,500	498,400	
45	313,200	372,900	414,900	500,300	
46	314,300	374,700	416,500	502,100	
47	315,200	376,200	417,900	503,900	
48	316,300	378,000	419,500	505,800	
49	317,300	379,500	420,900	507,500	
50	318,400	381,100	422,200	509,200	
51	319,300	382,900	423,500	511,000	
52	320,200	384,600	424,800	512,900	
53	321,400	385,700	425,500	514,500	
54	322,400	387,200	426,500	516,100	
55	323,400	388,600	427,400	517,800	

56	324,400	390,200	428,300	519,400
57	325,300	391,600	429,200	521,000
58	326,400	393,000	430,100	522,300
59	327,500	394,300	431,000	523,600
60	328,500	395,800	431,900	524,800
61	329,500	397,100	432,800	526,000
62	330,500	398,500	433,700	527,000
63	331,600	400,000	434,700	528,000
64	332,700	401,500	435,800	529,000
65	333,500	402,500	436,700	529,600
66	334,600	403,600	437,700	530,500
67	335,300	404,600	438,700	531,400
68	336,400	405,700	439,600	532,300
69	337,000	406,700	440,600	533,200
70	338,100	407,600	441,600	534,000
71	339,100	408,400	442,500	534,700
72	340,200	409,200	443,500	535,200
73	340,600	410,000	444,500	535,900
74	341,600	410,900	445,400	536,400
75	342,600	411,700	446,300	537,200
76	343,600	412,500	447,300	537,800
77	344,600	413,200	448,100	538,300
78	345,600	413,700	448,600	538,900
79	346,500	414,100	449,300	539,500
80	347,400	414,500	449,900	540,100
81	348,400	414,800	450,700	540,700
82	349,400	415,200	451,400	
83	350,400	415,500	451,700	
84	351,400	415,900	452,300	
85	352,000	416,200	452,700	
86	352,600	416,600	453,100	
87	353,200	417,000	453,500	
88	353,800	417,400	453,800	
89	354,400	417,700	454,100	
90	354,800	418,100	454,500	
91	355,200	418,500	454,900	
92	355,700	418,800	455,200	
93	356,200	419,100	455,500	

94	356,600	419,500	455,900
95	357,100	419,800	456,200
96	357,600	420,100	456,500
97	358,200	420,400	456,800
98	358,700	420,800	457,200
99	359,100	421,100	457,500
100	359,600	421,400	457,800
101	360,000	421,700	458,100
102	360,500	422,100	
103	360,800	422,400	
104	361,300	422,700	
105	361,800	423,000	
106	362,200	423,400	
107	362,700	423,700	
108	363,200	424,000	
109	363,600	424,300	
110	364,100	424,600	
111	364,600	424,900	
112	365,000	425,200	
113	365,400	425,500	
114	365,800	425,800	
115	366,300	426,100	
116	366,700	426,400	
117	367,100	426,600	
118	367,500		
119	368,000		
120	368,400		
121	368,700		
122	369,100		
123	369,600		
124	369,900		
125	370,300		
126	370,800		
127	371,300		
128	371,700		
129	372,100		
130	372,600		
131	373,100		

132		373,600				
133		374,100				
134		374,600				
135		375,100				
136		375,600				
137		376,100				
138		376,600				
139		377,100				
140		377,600				
141		378,100				

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教に適用する。

別表第3 医療職員本給表

イ 医療職員本給表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700	436,800
2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400	439,400
3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000	441,900
4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700	444,500
5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100	446,900
6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800	449,400
7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400	451,900
8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100	454,400
9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200	456,800
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500	459,200
11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700	461,800
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900	464,200
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000	466,700
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000	468,200
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000	469,500
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100	470,800
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900	472,000
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900	473,300
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800	474,600

20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900	475,900
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700	477,100
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300	478,500
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900	479,900
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400	481,100
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900	482,500
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200	483,800
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500	485,200
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800	486,600
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100	488,000
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300	489,100
31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500	490,200
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600	491,300
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800	492,400
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000	493,300
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200	494,200
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400	495,100
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700	496,100
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500	
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900	
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600	
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100	
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500	
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900	
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300	
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700	
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100	
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500	
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800	
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100	
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500	
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800	
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100	
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400	
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400		
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700		
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000		
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300		

58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700	
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200	
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700	
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300	
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800	
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400	
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000	
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500	
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000	
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500	
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000	
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300	
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800	
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200	
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600	
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000	
86		289,100	325,000	345,900		
87		289,300	325,200	346,200		
88		289,500	325,600	346,500		
89		289,900	326,000	346,900		
90		290,100	326,400	347,200		
91		290,300	326,800	347,600		
92		290,500	327,200	347,900		
93		290,900	327,500	348,300		
94		291,100	327,700	348,600		
95		291,300	328,100	348,900		

96	291,600	328,400	349,200				
97	292,000	328,600	349,500				
98	292,300	328,900	349,900				
99	292,500	329,200	350,300				
100	292,800	329,500	350,700				
101	293,100	329,700	351,200				
102	293,300	330,000	351,600				
103	293,500	330,400	352,000				
104	293,800	330,600	352,400				
105	294,100	330,700	352,900				
106		331,000					
107		331,400					
108		331,600					
109		331,800					
110		332,200					
111		332,600					
112		333,000					
113		333,200					

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で別に定める「国立大学法人東京医科歯科大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則」に定めるものに適用する。

ロ 医療職員本給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額	本給 月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500	373,700
2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600	376,300
3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600	379,000
4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800	381,600
5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800	383,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900	386,200
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100	388,500
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200	390,800
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700	392,800
10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700	394,900
11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600	397,100

12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600	399,400
13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600	401,300
14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700	403,300
15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800	405,500
16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800	407,700
17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800	409,700
18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800	411,900
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900	414,100
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000	416,200
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700	418,100
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800	420,000
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900	421,800
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900	423,700
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900	425,400
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500	427,000
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400	428,700
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300	430,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100	431,600
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800	432,900
31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700	434,500
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500	436,000
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200	437,700
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900	439,300
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700	440,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400	442,100
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000	443,200
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700	444,500
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500	445,800
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300	447,200
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800	448,200
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300	448,900
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800	449,700
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100	450,300
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200	451,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300	451,900
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400	452,700
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600	453,500
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900	454,200

50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000	454,900
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200	455,600
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300	456,400
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500	457,200
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500	458,000
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600	458,700
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700	459,400
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800	460,200
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300	
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900	
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300	
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900	
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400	
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800	
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300	
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900	
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300	
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600	
68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900	
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300	
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600		
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300		
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900		
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600		
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100		
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700		
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200		
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600		
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200		
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700		
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000		
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300		
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800		
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200		
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500		
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800		
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300		
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800		

88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
94	281,400	314,600	348,000	366,000	
95	282,300	315,300	348,700	366,400	
96	283,300	315,900	349,300	366,700	
97	284,000	316,600	349,700	367,300	
98	284,800	316,900	350,100	367,800	
99	285,400	317,500	350,600	368,300	
100	286,300	318,200	351,000	368,800	
101	287,100	318,600	351,500	369,400	
102	287,900	319,200	351,900	369,900	
103	288,700	319,800	352,400	370,400	
104	289,500	320,400	352,800	370,800	
105	290,200	320,800	353,100	371,400	
106	290,700	321,300	353,600	371,900	
107	291,200	321,800	354,000	372,400	
108	291,700	322,300	354,300	372,900	
109	291,900	322,700	354,800	373,500	
110	292,200	323,100	355,300	373,900	
111	292,400	323,400	355,800	374,400	
112	292,800	323,700	356,300	374,900	
113	293,100	324,100	356,800	375,500	
114	293,300	324,500	357,300		
115	293,700	324,900	357,800		
116	294,000	325,200	358,200		
117	294,300	325,400	358,600		
118	294,600	325,700	359,000		
119	294,900	326,100	359,500		
120	295,300	326,300	360,000		
121	295,600	326,500	360,400		
122	296,000	326,800	360,900		
123	296,300	327,100	361,400		
124	296,700	327,400	361,900		
125	296,900	327,600	362,200		

126	297,100	327,900				
127	297,400	328,300				
128	297,800	328,500				
129	298,000	328,600				
130	298,300	328,900				
131	298,700	329,300				
132	299,100	329,500				
133	299,300	329,800				
134	299,600	330,200				
135	300,000	330,600				
136	300,300	331,000				
137	300,500	331,300				
138	300,800	331,700				
139	301,200	332,100				
140	301,500	332,500				
141	301,700	332,800				
142	302,100	333,200				
143	302,500	333,500				
144	302,800	333,900				
145	302,900	334,200				
146	303,200	334,600				
147	303,500	335,000				
148	303,900	335,400				
149	304,100	335,700				
150	304,300	336,100				
151	304,600	336,500				
152	304,900	336,900				
153	305,300	337,200				
154	305,500					
155	305,700					
156	306,000					
157	306,300					
158	306,600					
159	306,900					
160	307,200					
161	307,600					
162	307,900					
163	308,200					

164	308,500					
165	308,900					
166	309,200					
167	309,500					
168	309,800					
169	310,200					

備考 この表は、看護師及び准看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第4(第11条関係)

労働箇所	職 員	調整数等
1 大学院の研究科	(1) 教授、准教授又は講師(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院に置かれる研究科(以下「研究科」という。)において、博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事する者(国立大学法人東京医科歯科大学本給の調整額の取扱い基準(平成16年4月1日制定)に定める者に限る。)	3
	(2) 大学院担当教員のうち、研究科において、講義、演習、実習又は実習の指導を担当する者	2
	(3) 研究科に在学する学生の指導に従事する助教	1
2 医学部(附属病院を除く)	(1) 病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2)(1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	
3 医学部附属病院及び歯学部附属病院	(1) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
	(2) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(3) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(4) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(5) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
4 その他	その他学長が上記各号と同等又は準ずると認める職務で別に定める者	別に定める

別表第5(第11条関係)

イ 一般職員本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
------	-----------

1 級	6,600 円。ただし、1号給 6,417 円、2号給 6,466 円、3号給 6,520 円、4号給 6,570 円
2 級	8,500 円
3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,300 円
10 級	15,900 円

ロ 一般職員本給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,000 円。ただし、1号給 5,800 円、2号給 5,841 円、3号給 5,886 円、4号給 5,926 円、5号給 5,971 円
2 級	7,400 円
3 級	8,500 円
4 級	8,700 円
5 級	9,600 円

ハ 教育職員本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
2 級	10,500 円。ただし、1号給 9,580 円、2号給 9,684 円、3号給 9,783 円、4号給 9,882 円、5号給 9,976 円、6号給 10,075 円、7号給 10,174 円、8号給 10,269 円、9号給 10,372 円、10号給 10,480 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円
6 級	16,300 円

ニ 医療職員本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,700 円
5 級	10,500 円

6 級	11,300 円
7 級	12,200 円
8 級	13,800 円

ホ 医療職員本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100 円。ただし、1号給 7,258 円、2号給 7,321 円、3号給 7,389 円、4号給 7,452 円、5号給 7,519 円、6号給 7,587 円、7号給 7,654 円、8号給 7,722 円、9号給 7,780 円、10号給 7,857 円、11号給 7,929 円、12号給 7,996 円、13号給 8,064 円
2 級	9,400 円。ただし、1号給 8,496 円、2号給 8,590 円、3号給 8,685 円、4号給 8,775 円、5号給 8,869 円、6号給 8,973 円、7号給 9,076 円、8号給 9,180 円、9号給 9,288 円、10号給 9,351 円
3 級	9,700 円
4 級	10,000 円
5 級	10,400 円
6 級	11,600 円
7 級	12,500 円

別表第6 削除

別表第7(第13条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,700
1年以上 2年未満	50,700
2年以上 3年未満	50,700
3年以上 4年未満	50,700
4年以上 5年未満	50,700
5年以上 6年未満	50,700
6年以上 7年未満	48,900
7年以上 8年未満	47,100
8年以上 9年未満	45,300
9年以上 10年未満	43,500
10年以上 11年未満	41,700
11年以上 12年未満	39,900
12年以上 13年未満	38,100
13年以上 14年未満	36,300
14年以上 15年未満	34,900

15年以上 16年未満	33,500
16年以上 17年未満	32,100
17年以上 18年未満	30,700
18年以上 19年未満	29,300
19年以上 20年未満	27,900
20年以上 21年未満	26,500
21年以上 22年未満	25,900
22年以上 23年未満	25,300
23年以上 24年未満	24,300
24年以上 25年未満	23,700
25年以上 26年未満	23,100
26年以上 27年未満	22,500
27年以上 28年未満	21,900
28年以上 29年未満	21,100
29年以上 30年未満	20,800
30年以上 31年未満	20,400
31年以上 32年未満	19,800
32年以上 33年未満	18,900
33年以上 34年未満	18,000
34年以上 35年未満	17,300

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第8(第15条関係)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の18
千葉県	市川市	

別表第9(第30条関係)

本給表	役職名	加算割合
一般職本給表(一)	部長以上	100分の20
	次長・課長・参事・室長・副課長・副事務長	100分の15
	事務主事・係長	100分の10
	専門職員・主任・技術専門職員	100分の5
教育職本給表(一)	教授	100分の15(備考2にある職員は100分の20)

	准教授・講師	100分の10(備考3にある職員は100分の15)
	助教	100分の5
医療職本給表(一)	技師長級	100分の15
	副技師長級	100分の10
	主任級	100分の5
医療職本給表(二)	看護部長	100分の15
	副看護部長・看護師長	100分の10
	副看護師長	100分の5

備考1 医療職本給表(一)の適用を受ける職員の役職については、「国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項(平成25年8月制定)に関する取扱いについて」に定める役職とする。

備考2 教授のうち、次に掲げる者については、加算割合を100分の20とする。

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学管理職手当支給細則(平成18年制定)第2条に定める者及びスポーツサイエンス機構長
- (2) ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞若しくは日本芸術院賞を受賞した者又は文化功労者に選定された者
- (3) 学長が指名した者

備考3 准教授のうち、次に掲げる者については、加算割合を100分の15とする。

- (1) ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞若しくは日本芸術院賞を受賞した者又は文化功労者に選定された者
- (2) 診療科長及び外来診療科長
- (3) 中央診療施設等の長
- (4) 国立大学法人東京医科歯科大学管理職手当支給細則(平成18年制定)第2条に定める者
- (5) 学長が指名した者

備考4 備考2(1)並びに備考3(2)、(3)、(4)に掲げる者は、その職に在任中に限る。

別表第10(第30条関係)

本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職本給表(一)	I種	10級、9級、8級、7級	100分の25
	II種		100分の15
	III種		100分の10
教育職本給表(一)	I種	6級、5級	100分の25
	II種		100分の15

	Ⅲ種		100分の10
医療職本給表(二)	Ⅱ種	7級、6級、5級	100分の15
	Ⅲ種		100分の10

別表第11(第29条関係) 削除

別表第12

適用される本給表	職務の名称	適応範囲
一般職員本給表(一)	係員	34歳を超える者
	主任	39歳を超える者
	係長	49歳を超える者
教育職員本給表(一)	助教	44歳を超える者
	准教授又は講師	49歳を超える者
医療職員本給表(一)	薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、医療ソーシャルワーカー(社会福祉士・精神保健福祉士)、臨床心理士、病理細菌技術職員又は医療技術職員	44歳を超える者
医療職員本給表(二)	看護師	44歳を超える者

別表第13(第18条の2関係)

職員の区分	支給月額
産業医	10,000円
医学部附属病院に所属する看護師のうち、セクションリーダーを命ぜられた者	5,000円
学長特別補佐	30,000円
副病院長	30,000円

別表第14(第14条関係)

扶養親族	金額

配偶者	一般職員本給表(一)7級以下 一般職員本給表(二) 教育職員本給表(一)4級以下 ※1 医療職員本給表(一)7級以下 医療職員本給表(二)	6,500円
	一般職員本給表(一)8級 教育職員本給表(一)4級※2 医療職員本給表(一)8級	3,500円
	一般職員本給表(一)9級以上 教育職員本給表(一)5級以上	支給しない
子		10,000円
父母等	一般職員本給表(一)7級以下 一般職員本給表(二) 教育職員本給表(一)4級以下 ※1 医療職員本給表(一)7級以下 医療職員本給表(二)	6,500円
	一般職員本給表(一)8級 教育職員本給表(一)4級※2 医療職員本給表(一)8級	3,500円
	一般職員本給表(一)9級以上 教育職員本給表(一)5級以上	支給しない

※1 教授を除く

※2 教授のみ